

## 諫早湾干拓訴訟

# 農漁業共存を 目指すたたかいは始まった

「安心して農業できる」干拓営農者判決に安堵――。

地元西日本新聞の見出しです。2018年7月30日、福岡高等裁判所は、「諫早湾干拓地調整池の開門を命じた確定判決に基づく強制執行を許さない」という判決を言い渡しました。不漁に苦しむ漁民たちの願いを一蹴した判決です。一方、干拓営農者は、決して「安堵」したといえるような営農状況ではないのです。

漁業と農業の共存を目指して、被害を回復する共同のたたかいが、今始まったところです。

馬奈木昭雄

(弁護士・久留米第一法律事務所)

もの申す



締め切り堤防に設けられた排水門。調整池に川から流れ込む淡水を海に排出する目的で開閉されているが、漁業者側はこれを常時開門することを求めてきた

